平成２６年（フ）第６６号
青森県つがる市木造大湯町亀西１番地39
破産者　奈良亜梨花（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
富山県砺波市太郎丸１丁目６番５号　テンダリー301号室、申立時の住民票上の住所富山県南砺市井波3602番地１
破産者　杉木　正士
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５３４号
福岡県筑紫野市大字天山156番地12、破産手続開始決定時住所福岡県糟屋郡志免町大字吉原134番地３グランディア博多の杜702号
破産者　八尋　　勝
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４６号
福岡市東区千早２丁目５番15―406号
破産者　佐藤　直人
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９７号
福岡県朝倉市下渕1145番地４
破産者　池田　英樹
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０号
福岡市中央区平尾３丁目５番７号、前住所福岡県久留米市国分町1319番地１グランドシャルマン604号
破産者　梅田　隆幸
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９号
福岡市早良区四箇２丁目７番28―202号、前住所福岡市早良区西入部４丁目26番11号
破産者　末松　武士
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―508号　東峰マンション那珂川、前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字上梶原876番地20
破産者　原田　正夫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２９６号
札幌市豊平区旭町２丁目１番12―701号
破産者　齊藤　博之
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
札幌市西区山の手３条４丁目１番２―302号
破産者　加藤　俊秀
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田598番地１、開始決定時の住所群馬県みどり市笠懸町西鹿田435番地１
破産者　周東　　実
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２８号
群馬県桐生市広沢町４丁目2217番地の１
破産者　藤尾　明秀
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５０号
群馬県桐生市相生町１丁目531番地　すみれ204号室
破産者　髙杉　法充
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５４号
栃木県足利市小俣町678―１　小俣マンション207号、開始決定時の住所群馬県桐生市広沢町５丁目1664番地の14
破産者　近藤　哲雄
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第７８号
群馬県桐生市東５丁目２番39号
破産者　松村　啓藏
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５０９号
埼玉県三郷市早稲田１丁目23番地２　第３弥藤コーポ101、開始決定時の住所埼玉県三郷市三郷２丁目７番地１　プライムマンション101
破産者　唐鎌めぐみ
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５８号
埼玉県春日部市西金野井110番地７
破産者　河井　　徹
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６２１号
広島市西区井口１丁目１番26―302号
破産者　小坂　真澄
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部